

在日韓国・朝鮮人の地域教育運動と社会教育

—川崎市「ふれあい館」設立過程の事例—

高 橋 満
石 沢 真 貴
内 藤 隆 史

序章—視点と課題

20世紀も終わろうとしているいま、われわれの生きる社会は大きな転換期を迎えている。社会主義体制の崩壊、ヨーロッパ連合など転換期というにふさわしい社会変動を目のあたりにしてきた。これまでの支配的な生産・消費様式であったフォード主義的体制の転換、「ボーダーレス化社会」、これらと関連した人々の価値の意識の転換が語られる。

こうした社会変動は、社会に質的に新たな実践的、理論的課題を突きつける。こうした日本社会が直面する課題—それは社会教育の課題でもあるが—のひとつに、外国人労働者・居住者の問題があげられよう。いま、彼らをどのように迎えることができるのか、迎えるべきなのか。彼らの言葉の問題から、子弟の学校教育の問題、世代間の葛藤の問題、就職の問題、そしてやがて社会教育はこれにどう対応すべきなのか、が鋭く問われることになろう。

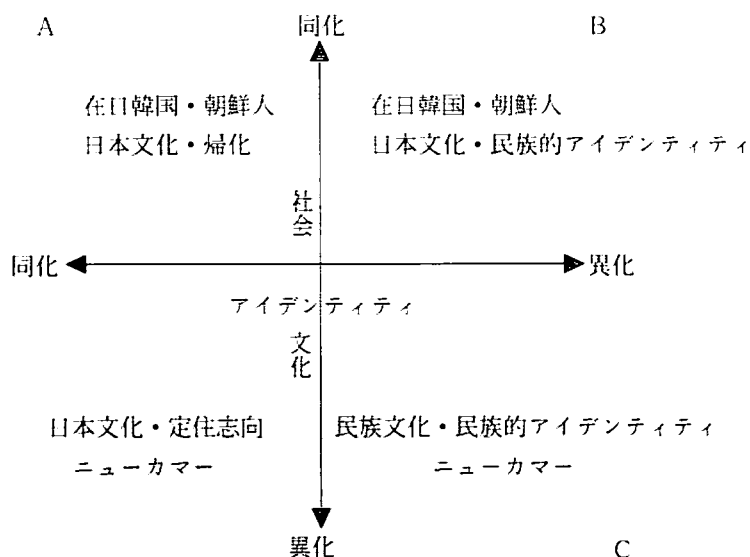
しかし、在日外国人問題、あるいはこれに対する社会教育の課題、これは新たな問題なのであろうか。日本社会にとって初めての経験であり、「不確定要素が多い」なかで「暗中模索の状態」で方策を探りつつあるのであろうか。

(1) 在日外国人の多様性

社会教育研究においても多民族・多文化教育の事例として、外国人を対象とする識字教育を中心とした多様な実践が紹介されつつある¹⁾。いわば、在日外国人が流入してくる際に生じる社会教育の最初の具体的課題として取り上げられている。しかし、社会教育の課題を考察する場合、まず、留意しなければならないことは、外国人労働者・居住者の定在の多様性を把握するというのである。試みに、社会的・文化的統合とアイデンティティの同化・異化の2つを軸に在日外国人を類型化すれば、以下のように分類できる(図1)。

みるように、社会・文化的統合という点でも、アイデンティティの変容も多様であるし、母国との生活関係や将来の定住に関する展望もかなり異なる。外国人として一つに括ることは、彼らの社会生活と意識の多様性、なによりも彼らの教育・学習要求の多様性を捨象することとなる。例えば、

図1 在日外国人の類型化



図のB領域の定住化しつつ民族的アイデンティティを強調し、日本社会との異化を主張する在日外国人（在日韓国・朝鮮人）、C領域にあるニューカマーを対象として想定した場合と、社会的にもアイデンティティの統合の上でも同化しつつあるA領域の在日韓国・朝鮮人とでは社会教育の課題も異なることはいうまでもなからう。いわゆるニューカマーの人たちにしても、日本への定住を志向するもの、日本での短期の「稼ぎ」の後、祖国への帰国を希望するもの、ただその日暮らしをしながら「浮遊」するものと、将来の展望についても、その意識は細分化し、多様化しつつあるのが現状に他ならない。識字教育は、在日外国人の社会教育課題として、基礎的で重要ではあるが、こうした彼らの教育要求の全体の部分に位置づけられる³²⁾。

(2) 在日外国人研究のアポリア

日本社会は単一民族により構成されてきた、といわれる³³⁾。少なくとも、これまで多くの日本人が他民族を意識することなく生活をしてきた。忘れられた存在であった。しかし、現実はどうであろうか。いうまでもないのだが、我々のインタビューから引用しよう。

中学のときすごくいやなことがね、"Are you a Japanese?" って英語の先生がいうんですね。そしたらみんなが "Yes, I do." っていうんですね。そのときに自分で "Yes, I do." っていいながらすごくいやなんですね。先生はもうそういう答えが当たり前だと思っていうんだけど、私も "No, I don't" っていいたいんだけど、"Yes, I do." って混ざっていうんですね³⁴⁾。

この先生だけでなく、われわれ日本人の多数が、日本人以外の民族を出自とする生徒が学校の教室にしようが、いまいが、それを意識することなく日常の生活を送りつづけてきた。他方、こうした「共同幻想」のなかで彼らは、自分が日本人ではなく別の民族であること、異なる文化や言葉をもってきたことなどを表明する機会を奪われつづけてきた。こうしたなかで、学校教育においても、社会教育においても、彼らは政策の対象から外され、社会的に不平等のもとにおかれつづけてきた。

近年わが国で外国人問題が深刻な社会問題となってきた要因として、日本人とは異質な肌や眼の色をもち、強烈な宗教意識を有する中東やイスラム諸国の外国人が増大してきたことがあげられる。異質であるがゆえに社会問題化して彼らに研究の焦点が当てられる一方、数の上でも構成の高い在日韓国・朝鮮人の問題はこれと比較して正当な注意が払われてきたとはいえないのではなかろうか。

日本は特別な単一民族社会で、異民族を受け入れの伝統がない、といわれる。しかし、多くの場合、否定的ではあっても「半世紀以上の経験を日本社会が蓄積した、という事実」⁵⁾が無視されてはなるまい。しかも、すでに定住化してから長い生活の歴史を有する彼らは、すでに子どもの学校教育、就職、職業活動、社会的権利のさまざまな側面で社会的差別を経験してきた。われわれが、現代の日本社会における外国人問題で問わなければならない課題は、まずなによりも在日韓国・朝鮮人がどのような学習要求をもち、学習活動をしてきたのか、彼らは、社会教育行政にどのようにかかわりえたのか、そこにどのような社会的に不平等が現に存在しているのか、社会教育行政がどのような役割を果たしてきたのか、あるいは、こなかったのか、ということである。しかも、そこに在日外国人をめぐる社会教育の本質的問題とその解決の展望を見いだすことができる。

これからのわが国における在日外国人にたいする社会教育の課題を考察する場合、何にもましてこの否定的ではあるが、この「歴史的蓄積」を対象として据えること、同時に、先のインタビューのような現実を生みだしている関連構造－血縁主義原理により外国人を規定し、彼らの市民的権利の保障を怠り、定住外国人にたいして終始同化政策をとってきたことである－を根底から転換する契機を探る必要がある。この構造が漸ち切られない限り、在日韓国・朝鮮人だけではなく、いわゆるニューカマーの人たちの将来についても悲観的な展望をもたざるをえない。

(3) Citizenshipと社会教育の課題

私たちは、否定的歴史のなかに、この関連構造を転換する契機が生まれつつあることに注目したい。それは次のような動向である。在日韓国・朝鮮人が、定住化・着床するとともに「アイデンティティのせめぎあいにもかかわらず、他方では、「人権」「市民権」が共通の基盤として自覚されつつある」「市民意識を共有する人権の主体」として地方参政権を求めはじめている、ということである⁶⁾。

周知のように、この「普遍的原理」をマーシャルは、シチズンシップという概念で把握している。彼によれば、「シチズンシップとは、ある共同体の完全な成員である人々に与えられた地位身分で

ある。この地位身分をもっているすべての人々は、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」⁽⁷⁾。このシチズンシップは、市民的要素（基本的人權）、政治的要素（参政権ないし自治権）、そして社会的権利（たとえば教育権）の3つから構成される。この3つの要素は、社会の異なる領域に分化するが、社会の下位システムとしての社会教育におけるCitizenship、すなわち社会教育における自由と平等の原理、自治の原理の問題として把握することもできよう。社会教育における自由と平等とは何か、それをどう実現すべきか。社会教育における自治をいかに保障するのか—たとえば、社会教育の施設計画、学習計画を構想するとき、学習と教育の主体として彼らの要求を実現する回路は開かれているであろうか、このような視点から社会教育の現状を批判的に検証する必要がある。

この市民の諸権利をどのような「成員」に適用すべきか、という論点がある。このCitizenryは通常、国民国家の正規のメンバーに割り当てられる。しかし、社会教育におけるCitizenshipは、日本人にのみ適用される個別的原理にとどまるのか。あるいは、この原理において、日本人と在日外国人はどのような関係にあるべきであるのか。

この点で、木全氏の「学習権を保障するという視点をもちながらも、ややもすると外国人学習者を社会的弱者と捉えがちな点に留意したい」⁽⁸⁾という指摘は示唆的である。なぜなら、在日外国人を教育の対象としてのみ捉えることは、一方では、在日外国人を学習・教育の権利の主体として排除することを意味するとともに（社会教育における自治の原則）、他方、日本人をその関係の視野外に事実上おく態度につながる（普遍的原理）からである。

国際的にみると、「市民的ならびに社会的権利は、そしていくらかの限定を付されての政治的権利も、その人の国民的シチズンシップのいかんにかかわらず、ある特定の国にすみ、働き、あるいは退職する人々すべてに認められるようになっていく」⁽⁹⁾。したがって、国籍の如何にかかわらずなく、あるいは民族的アイデンティティにかかわらずなく、定住者として彼らを捉えるならば、社会教育における市民的権利が保障されねばならない。地域社会のなかで、これをいかに実現するかという課題は、在日外国人だけではなく、とりわけ地域に共に住む日本人住民と行政の課題なのである。

いま、在日外国人、日本人住民、そして行政という「当事者たちに国家（国民）を越えた人類としてのより広い「普遍的な行動」が選択できるのか否かの、新しい課題を提起している」⁽¹⁰⁾。ここに在日外国人をめぐる社会教育の最も重要な新しい課題がある。

（4）論文の課題

本論文はこうした問題意識から、神奈川県川崎市における在日外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人多住地域を事例として、地域教育運動の展開と社会教育施設である「ふれあい館」設立過程を考察する⁽¹¹⁾。

以下の叙述からも明らかなように、社会教育施設である「ふれあい館」の設立過程は、在日韓国・朝鮮人が自らの民族的アイデンティティの確立を求めて展開した地域教育運動が、やがて施設要求

として結実する過程であるが、それは同時に、日本人住民や行政にとっては、学校教育・社会教育における差別を見据え、外国人を教育の主体として認知する過程としてとらえることができる。考察をとおして、社会教育における自治と参加の回路が、彼らにとっていかに堅く閉ざされているのか、これを突破する糸口が、いかに3者にとって苦渋に満ちた対立と努力により開かれつつあるかを明らかにしたい。

分析では、まず、この地域に定住する在日韓国・朝鮮人の社会的・経済的問題を明らかにする(第1章)。次に、第2章で、在日韓国・朝鮮人を中心とする地域教育運動の展開を、教育運動の課題がいかに展開したのか、在日韓国・朝鮮人の個人・団体だけでなく日本人を含む運動の主体としてどのように成長していくのか、そして行政の変革ということに焦点をあてつつ追究する。第3章では、この地域教育運動に関連しつつ要求された「ふれあい館」設立過程を、この運動主体、行政、日本人の3者の相互の対立と理解の一過程として考察する。

第1章 在日韓国・朝鮮人多住地域をとりまく概況

1 在日韓国・朝鮮人多住地域S地区

1993年現在、日本における外国人登録人口総数は128万1,644人で、そのうち68万8,144人が韓国・朝鮮籍である。歴史的経緯からいって、1910年代以降1980年代頃までは全国の外国人登録人口総数



図2 S地区周辺概略図

※川崎市市民局「日本人と在日韓国・朝鮮人が同じ市民として生きることを考えます。」より作成

に対し韓国・朝鮮籍数が圧倒的多数を占めていたが、1980年代後半からのニューカマーの増加、婚姻によるものを含めた帰化者の増加、一世の高齢化などにより、在日韓国・朝鮮人人口は相対的な減少傾向をみせ、外国人全体に占める割合は5割程度になっている¹³⁾。本稿で対象とする川崎市においても、1985年の外国人の内訳では韓国・朝鮮籍人口が約83%を占めていたのに対し、その後減少、1993年には約49%と半数を切っている。以前からの定着層であり、戦後最大数を示してきた韓国・朝鮮人が、現在、むしろ少数化しつつあるということがわかる¹⁴⁾。

表1 川崎市における外国人人口の推移

	1975年	1980年	1985年	1990年	1993年
市 総 人 口	1,005,488	1,045,082	1,088,624	1,173,603	1,199,707
外 国 人 人 口	10,109	10,054	10,841	16,397	19,104
うち韓国・朝鮮籍 (実数)	9,276	9,088	8,964	9,559	9,267
(比率)	91.8	90.4	82.7	58.3	48.5

※川崎市総人口：『統計川崎』『区別人口』より(1985,1990は国勢調査より)

※外国人登録人口：『川崎市市勢要覧』より

その川崎市の南部に位置するS地区は、本稿においてはS中学校区5町を指している地域であるが、京浜工業地帯に隣接、工業の興亡がこの地区の諸事情に直接影響を及ぼす状況下にある地域といえる。戦中の軍需工業、戦後の経済成長期と、工業地帯で働く労働者の生活の場として発展し、韓国・朝鮮人も労働者として川崎に生活してきた。彼らは1923年の関東大震災前後から旧・浅野セメントや旧・日本鋼管に雇用され、震災復興工事に従事するなどしていたが、軍需生産の拡大による強制連行で急速な人口増加をみせた。震災復興直後頃から韓国・朝鮮人十人が海沿いに住み着くようになり、戦後の混乱期には日本の敗戦で解放された人たちが、大空襲で焼け野原になった産業道路沿いにバラック小屋を立てたり、空き家になった工場の日本人従業員の社宅に移り住むようになったという¹⁵⁾。工業地帯での日雇い仕事を目当てに親類、知人を頼って移り住み、またそうした労働者相手の飯場などを経営し生計を立て、S地区の多住地域が形成されていったのである。

1990年の資料になるが、表2にみるように、S地区における在日韓国・朝鮮人の状況を見ると、地区全体で韓国・朝鮮籍が人口の約12%を占める。同年の川崎市の韓国・朝鮮籍人口が0.6%、またS地区のある川崎区で2.1%であることと比較しても、現在もS地区は相対的な多住性をもつということができらる¹⁶⁾。

ちなみに、1992年の川崎市立学校における外国籍児童生徒数を見ると、小学校では全在籍数7万990人中612人(0.9%)、中学校で3万2,465人中197人(0.6%)であるが、もっとも比率の高い学

表2 S地区における韓国・朝鮮人人口(1992)

地域	人口総数	外国人総数	韓国・朝鮮人総数	韓・朝/人口総数(%)
川崎市	1,173,603	12,133	7,057	0.6
川崎区	200,056	5,263	4,214	2.1
S地区	10,294	1,295	1,266	12.3
H3丁目	1,433	125	119	8.3
H4丁目	1,368	133	127	9.3
S1丁目	2,782	304	300	10.8
S2丁目	3,764	239	232	6.1
I町	947	494	488	51.5

※「I町住環境改善計画関係資料」より作成

校をみると、S小学校では児童数の19.9% (64人)、S中学校では生徒数の11.3% (34人) を占める¹⁶⁾。

2 S地区に内在する諸問題

川崎市は京浜工業地帯の中核都市であり、S地区は最も工場の密集した地域である。労働者は林立する煙突の煤煙、排気ガスによる大気汚染、騒音といった、人が住むには適さない劣悪な生活環境に置かれてきた。地区の一角には、既にみたように、韓国・朝鮮人労働者らがバラック小屋を立てて住みつき、スラム街が形成されてきた。

一帯はかつて「ブラックホール」⁽¹⁷⁾ と言われ、旧・日本鋼管の所有地を不法占拠してきた土地であることも関わって行政の手が入りにくく、環境開発・改善が先送りされてきている。現在川崎区全体の人口は増加傾向にあるが、こうしたS地区には「公害の街」、「朝鮮人の街」といった「ダティーなイメージ」⁽¹⁸⁾ が現在においても残っており、微小ながら人口減少傾向が続き、特に若い世代の流出、児童生徒の減少が目立つ。

表3 生活保護状況

被保護人員	1973年	1984年	1991年
市全体	10,249	12,933	9,640
市外国人	643	598	323
川崎区T支所 外国人	340	223	102

※1973：「川崎市民生局・尙丘社研究協議会、学習資料Ⅱ」
1984：「川崎市S地区<川崎・南部>青少年問題調査研究報告書」
1991：川崎ふれあい館・S子ども文化センター
「だれもが力いっぱい生きるために」より作成
ただし市の被保護人員は『市勢要覧』より

このS地区は、生活保護世帯の割合が高く、一般に下層生活地帯とされている。表3にみるように、外国人被保護人員も非常に多い。この場合、S地区の外国人の大多数は韓国・朝鮮人であるので、在日韓国・朝鮮人の保護率が高いと考えてよい。また児童・生徒にはかぎっこ、長期欠席者が多く、教育環境を含め、改善すべき福祉問題が幾つも見られる状況下にあった¹²⁹。

朝鮮人であるが故に親の職業が安定しない。貧しい、ケンカが絶えない、親はどなることしかしない。親、兄弟を見ていて自分もまた将来に対する希望を失う……。その結果、当然のこととして、情緒の不安定な子、言いたいことを口で正しく伝達できず大声で叫ぶか、暴力でしか意思表示のできない子。そしてそういう幼児体験が、低学力の温床となり、「非行」に走るか、あるいは無気力な生活を送るようになるのである。それが民族差別ではないか！！¹³⁰

在日韓国・朝鮮人は、そうした貧困、住環境の悪さ、子供の低学力化、非行といった問題に、構造化された民族差別が内包され、よりいっそう厳しい条件下にあったといえよう。そこには、民族的アイデンティティの危機という、まさに教育問題の根幹に関わる事態を引き起こす環境が横たわっているのである。

第2章 地域教育運動の展開

1 運動の発端－教会の保育活動と「青丘社」の運動－

このような地域にあって、「近隣に密集して生活する労働者の、特に共稼ぎ夫婦の便宜をはかってあげたい」⁽²⁾と、始められたのがS地区のS保育園の保育活動である。在日大韓基督教川崎教会による地域の奉仕活動の一環として、1969年の開園当時は無認可からスタートし、1973年10月に教会を母体とした「社会福祉法人青丘社」（以下「青丘社」）が設立、これまでの保育活動の実績により1974年2月、市からS保育園が認可された。

当初の保育園は、韓国人経営の保育園ということが原因で日本人入園予定者から入園辞退があるなど、経営がうまくいかないこともあり、あまり民族的色彩を教育に取り入れることには積極的ではなかった。「韓国人でありながら日本名を使っている園児を目の前にしても何の問題意識ももたなかった」⁽²⁾という述懐もあるほどで、保母たち職員の中でも在日韓国・朝鮮人の子供たち、その家庭が抱える問題を見つめるまなざしがあったとはいいがたい。しかし、1970年を契機に保育園は変革を遂げていく。園児は入園するにあたって全員本名使用をすることとし、民族教育の方針が打ち出されていく。そのまなざしの変革には、「青丘社」の、地域の在日韓国・朝鮮人問題にひたむきに取り組む諸団体の活動拠点としての側面が大きく影響していた。ある在日韓国人青年が日立製作所の入社試験を受け、採用内定通知を貰いながら韓国人であることを理由に取り消された事件を

表4 S保育園卒園児数推移

回	年	総数	韓・朝	韓・朝 ダブルクォーター	その他	日本人	本名入学者
1	1969	9	1			8	
2	1970	14	2			12	
3	1971	22	1			21	
4	1972	24	10			14	3
5	1973	19	5			14	2
6	1974	23	14			9	8
7	1975	20	11			9	6
8	1976 1977	21	11			10	3
9	1978	23	9		3	11	2
10	1979	23	12			11	10
11	1980	15	8			7	5
12	1981	23	11			12	4
13	1982	15	5			10	3
14	1983	18	4		5	9	1
15	1984	17	7			10	3
16	1985	19	4	2	1	12	3 (1)
17	1986	19	7	3		9	3 (1)
18	1987	15	3	1		11	3
19	1988	14	3	1	1	9	3 (1)
20	1989	20	8	1	1	10	6 (1)
21	1990	13	5	3		5	5 (1)
22	1991	7	2	2		3	2
23	1992	11	2	2	1	6	2
24	1993	15	5	2	1	7	5
25	1994	13	4	3	2	4	

※（ ）内は本名の日本語読み

「共に生きる 青丘社創立10周年記念誌」

「共に生きる 青丘社創立20周年記念誌」より作成

きっかけにして起こった「日立就職差別裁判闘争」が、1970年から日本人青年、在日青年を交えた支援団体「朴君を囲む会」らによって展開され、1974年裁判で勝訴する。彼らの運動を支えたのが「青丘社」であり、そこを拠点として在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘、連帯感が生まれ、その後の保育活動の原動力となっていたのである。

保育園には日本人園児も外国人園児もいる。年によっては日本人の方が多い時もあり、園の民族教育を盛り込んだ教育方針が簡単に理解され受け入れられていったわけではない。1973年には保育園の教育方針をめくり、保育園職員、韓国・朝鮮人の母親、日本人の母親たちの間に相互の不信、誤解をうみ、日本人の園児が退園するという事件が起きる。ここから、韓国・朝鮮人の問題をただ日本人に押しつけるのではなく、まずはこの地域に生活する者すべてにかかわる、地域が抱える問題に目を向け、同じ視点で考える環境づくりが必要であることに、職員たちは気づかされる。皆が同じところから考えていくことができ初めて、この地域に同じく生活する韓国・朝鮮人も問題もみえてくるのである。1974年からは民族クラスがつくられるまでになった。こうしてスタート以来、さまざまな問題にぶつかりながらも、「青丘社」は、教育活動を拡大しつつ実践を重ねていった。

ところで「青丘社」は、こうした保育活動の場であると同時に、幾つかの在日に関わる問題の運動を支える拠点としても存在した。「日立就職差別裁判闘争」を支えた「朴君を囲む会」が「青丘社」を拠点として以後、幾つかの団体の運動が展開されていくことになる。裁判での完全勝利とともに闘い勝利した運動による共感を絶やさないようにと、1975年「民族差別と闘う連絡協議会」が継承して全国的な拡がりを見せていく。同年4月には在日韓国・朝鮮人の母親たちで再構成された「子供を見守るオモニ（母親）の会」（以下「オモニの会」）が結成される。他にも「在日同胞の人権を守る会」、後に「神奈川朝問研」、「神奈川民族差別と闘うキリスト者の会」の日本人も加わり、「地域の問題を考える連絡会」が発足、行政闘争や地域集会を担っていく。こうした団体が「青丘社」を軸にして活動し、1974年の児童手当支給、公営住宅の入居資格に対する要望、1977年の奨学金闘争、1982年の教会員の指紋押捺拒否や戦後保障など、現在まで様々な運動が展開されてきた。

2 保育活動から地域教育運動へ—教育運動主体の成長—

本名を名乗るといふ教育方針の保育活動は、しかし子供たちが小学校に入学する段階にきて限界がみえてくる。当時、S保育園に隣接する公立のS小学校には在日児童が100を越え、関東地方では最高の在籍を示すであろう数だったが、本名を名乗る子供は10名にも満たず、名乗るのは保育園卒園生ばかりという現状に遭遇する。ただでさえ差別的な環境にあるなかで、本名を名乗り生活していくことの困難さははかり知れない。保育園の教育方針から、やっとの思いで本名にした親たちも、子供たちが学校でいじめられるのではないか、子供に自分のような辛い思いをさせたくないということから小学校に上がる段階で通名に戻ってしまう。

私は、1年生のときから3年生まで、本名をなのっていました。けれども、4年生から、日本名にかえました。なぜかという、日本人のことで、私がきにいうないことや、けんかなどをするとすぐ、チョウセン人チョウセンに帰れ！と、いうからです。³³

当時の活動に関わっていた元「青丘社」職員はこう語っている。「個別の戸籍条項をなくしていく作業とか、個別の制度を求めて市民とかいろんな人たちと手をつなぎながら署名活動をするだけとか、そういったわかりやすい活動じゃないんですよ地域での活動っていうのは。子どもたちとつきあいながら、あだこうだやりながら地域をまわったりとか……。見えにくいわけですよ人間との地域での活動っていうのは。この『穴掘り』っていうのは、いったい何につながっているのかというね、思いがすごくありますよね。」「差別をなくすためにやっていかなきゃならないからいろいろと思ってやってることのギャップというのが、地域活動の中では当然出てくるわけだから……。」「本名を名乗ろうってことで、その呼び掛けに応えてくれたオモニと子供たちが、本名はしんどくて嫌だっていうことで日本名に変えちゃうってことが3人ぐらいつづいたわけで、うちらとしては、すごくそういうことがショックだし、何をやってんのかという話しになるわけですからね、自分たちとしては。」

「青丘社」の調査報告等によれば、在日児童生徒の両親の多くは日本社会の労働の底辺に属し、大部分は入夫・土工などの労務作業者や自動車運転手、あるいは零細企業の経営者である。薄暗く汚れた家で、不安定な生活のなかで荒れる親の姿を目にする子どもたちは、家に帰りたがらず非行に走ったり、生活に無気力になっていく。成長し就職する年になっても、結局は親のような生活をせざるを得ない。1975年4月にはS学園（小学校1年生～高校3年生対象）を発足させ、1976年4月には学童保育「ロバの会」（小学校低学年対象）、「タンポポの会」（小学校高学年対象）、「中学生の部」、そして「高校生の部」と、教育活動を拡大してきた「青丘社」ではあったが、職員の懸命な取組も、一方に設備的な問題も関わり、ボランティア活動範囲では限界が生じてきていた。成長するにしたがって子どもたちが抱えこんでいく複雑な問題に対処し切れず、彼らとの関係もうまくつなげていかない時代が続く。

そこには学校教育という限られた社会においてさえ環境が整っているとはいいがたい状況があった。そのようななか、教育の現場で子どもたちを目の前にし、彼らの理不尽な社会への突き上げをきちんと受け止めようとした教師、次世代に同じ思いをさせたくないというオモニたちが声を上げ、学校教育の場における民族教育の必要性を主張していくようになる。日々の葛藤の中で、地域社会において民族差別が構造化されている現実を正面から受け止めていく姿勢をもとうという気運が人々の間に生まれていったのである。在日韓国・朝鮮人が、偏見、蔑視を避けるためやむなく甘受してきた同化がもたらす「人間性の破壊」をどうするのか、民族主体をいかに回復するのかという問題を、現実つまり「地域」と対峙しながら考えねばならないとして、ここに地域教育運動が開いていくのである。

S 保育園に子供を預け、民族教育の方針によって自らも本名を名乗り、「オモニの会」の代表も務めたある在日女性は、「最初は、自分が考えもしなかった本名のことなどがあって近寄りたいたいとか、子供が本名を使わせられるのがまずいなあ、どうしようという感じでした。……。けれども、保育園に子供が行っているうちに、子供の方から、自分のことを本名で呼んでほしいと言ってきて、それで家庭でも本名で呼ぶようになったけれど、小学校に上がるのが近くなると、また不安になってきたんですね。オモニの会などに関わって本名の大切さはわかっている、いざとなると、自分も本名にしていかなければならないというところで、すごくゆれました。」⁽³⁴⁾と語っている。

また「すすめる会」の代表者を務めたある高校教諭は、在学中に本名宣言し在日韓国・朝鮮人との関わり合いを突きつけてきた高校生との運命的な出会いが在日問題との接点となった人物であるが、「すすめる会」の結成に至るプロセスについて当時をこう語ってくれた。「僕の当時の認識では、『朝鮮人』ってということが実は小さいうちから川崎で育つてく中でちっともプラスの意識ではない。」「だから『朝鮮人』って言って悪いんじゃないか。むしろそっとしておいたほうがいいんじゃないか。……。」ところが高二のときにその子が通名ではなくて自分の名は本名だと宣言する。「朝鮮人目の前にしてどう関わるのか」というその子に対して、「どうしたらいいかわからない。あまり関わりたくない。」という正直な気持ち。『どうしたらいいんだ』と言ったときに彼にまた怒鳴られたんですね。『そんなこと自分で考えろ』ってね。」

いずれも教育運動の中心となって活躍した人々の話であるが、ここには保育活動の職員と同様に、教育運動に関わった主体自らが自己の認識を変化させ、成長を遂げつつ活動を広げていった契機がみとれる。

そうして1982年6月、「青丘社」の活動者会議を通して「川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会」(以下「すすめる会」)が結成される。その活動は、「父母や教員、地域教育実践者の横のつながりを強め、在日韓国・朝鮮人教育をどのように推し進めるのかを互いに交流」し、「広く市民や労働者に在日韓国・朝鮮人の基本的理解を深め」、「在日韓国・朝鮮人教育の取り組みを川崎市教育行政の中に積極的に反映させていく活動を行う」⁽³⁵⁾ことを柱とし、保育園保母などの「青丘社」職員、「オモニの会」のメンバー、高校の教員、高校生、大学のゼミ生などのボランティア青年を中心に、在日韓国・朝鮮人、日本人合わせて様々な立場から多いときで200を数える人々が集った。「すすめる会」は、発足する前段階で運動主体グループがセミナーを開催し、在日に対する歴史や現状の理解を通して市民の理解を深めることを目的とした「啓蒙活動」をしてきたが、その後1982年7月の教育行政に対する問題提起を皮切りに、川崎市教育委員会(以下市教委)との「行政闘争」(「市教委交渉」)を展開していった。

3 教育行政の転換

「すすめる会」は1982年7月、市教委あてに第一次の「要望書」⁽³⁶⁾を提出した。この「要望書」

では、在日韓国・朝鮮人の児童生徒がおかれた教育環境の認識や、中学・高校卒業生の進路実態調査の要求などが出された。第1回「市教委交渉」が9月24日に開かれ、11月19日第2回の交渉で「すすめる会」は、在日韓国・朝鮮人が日本の学校で学ぶことは「権利」か「恩恵」かをめぐって市教委側を激しく糾した。そして第一次に続いて1983年2月には第二次の「要望書」¹⁰が市長あてに提出された。これは33項目に及ぶ具体的な要望で、主な内容は、①市内における在日韓国・朝鮮人の歴史、生活実態の把握や、基本認識を深めるための教員研修、②在日児童、生徒の主体性を養うため、彼らが通名（日本名）でなく、本名を名乗れる体制づくり、教育環境の整備、③生徒の就職における差別克服のため、職業安定所と協力した「就職推進協議会」の設置、などであった。そして、項目の最後には、在日韓国・朝鮮人教育方針の作成要望が出された。

日本の学校に在籍する在日韓国・朝鮮人生徒の教育に関する要望書

川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会

—中略— 私たちは、今まで試行錯誤をくり返す中で地域、職場、学校でのとりくみをすすめてきましたが、様々な壁にぶつかっています。「韓国・朝鮮人として胸をはって生きるよう子供を見守っていこう」とする親たちは、本名を名乗っているが故、最も差別にさらされる子供を叱咤激励しながらも、孤立して悩んでいます。

—中略—

今後、民族差別の現実に目をすえ、川崎市教育委員会が積極的にとりくまれることを期待すると共に、下記のことを中心に、私たちと話し合いを通じて共に解決する場を設定するよう要望いたします。

記

1. 川崎市立の各小学校、中学校、高校には何名の在日韓国・朝鮮人生徒が在籍していますか。
2. 川崎市教育委員会は、公立学校に在籍する在日韓国・朝鮮人生徒がどのような状況に置かれているかご存じですか。
3. 在日韓国・朝鮮人生徒の氏名について、指導要録、出席簿、卒業証書、調査書等では、どのように記載するよう指導を行ってきましたか。
4. 在日韓国・朝鮮人生徒の、中学、高校卒業者の進路は、どのような実態ですか。—以下略—

1982年7月24日

第二次の「要望書」

川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会

—中略— 私たちは、昨年4月24日、第一次要望書を提出して以来、市教育委員会学校教育部指導課を窓口として話し合いを重ねてきました。「本名で学校に通いチョウセンジン、チョウセン帰れ！と言われ、クラス中から陰に陽にいじめられた。」と自らを語る高校生、「植民地支配の同化政策の中で、創氏改名によって本名を

奪われ、今も厳しい日本社会の民族差別の中で本名を名のっていけない現実がわかりますか。」というオモニ（母）の訴え、「朝鮮人を朝鮮人として受けとめない学校の中で、子供が自らの出生に悩み、将来に絶望していく現実がわかるか！」という青年のつきつけ、「同化か排外を強要する日本社会の問題として、在日韓国・朝鮮人の教育は日本の教育の問題である。」という日本人からの提起……。話し合いの中で、学校地域社会における民族差別の現実が、韓国・朝鮮人の子供たちをいかに苦しませ、日本人の子供たちをゆがめているかが明らかにされてきました。－中略－

記

(I) 在日韓国・朝鮮人の実態把握に向けて

(II) 在日韓国・朝鮮人の歴史、歴化、生活実態、教育についての基本認識を深めることに向けて

－中略－

(IV) (I)～(V)を実現するために、

1. 在日韓国・朝鮮人教育基本方針を作成してください。
2. 在日韓国・朝鮮人教育推進協議会を発足させてください。

1983年2月22日

「すすめる会」結成以後、「市教委交渉」は19回約3年にわたったが、当初の市教委の対応は「すすめる会」側の主張する差別構造の認識問題提起に対して、「差別はない」との見解を提示していた。市教委側としては、差別の実態を認めることはこれまでの学校教育現場での責任問題に関わる。激しいやり取りが続けられ、話し合いは難航した。

1983年5月、市教委は第二次の「要望書」の詳細な項目に対して文書による回答をするが、内容に「すすめる会」が不満を表明。10月、学校教員の在日教員の加配採用の問題をめぐる紛糾。そして11月1日第8回交渉で、1年3ヶ月以上の交渉を経、オモニたちの切実な訴え、「青丘社」の長年にわたる地域教育実績を目の前にし、市教委側はようやく民族差別を認める「基本認識」⁽²⁸⁾を発表、同時に事務局に「同和・人権教育担当」を設置、「差別の実態把握のための小委員会」も発足する。1984年に入り、本名問題についての論議がなされ、3月28日第12回交渉では「本名を名乗ることが原則である」という方向で進むことが表明された。6月には学校教育でも、小学校長会での「人権小委員会」発足、在日児童生徒の多いS中学校区内における「ふれあい教育」、「人権尊重学級」、「職員研修」の実践、社会教育においては日朝近・現代史を中心とした連続セミナーの開催など、「すすめる会」の運動成果は確実にかたちとなりはじめた。1985年、こうした実績を背景とし、第二次の「要望書」で出されていた教育基本方針が試案され、翌年3月「在日外国人教育基本方針－主として韓国・朝鮮人－」⁽²⁹⁾が制定されるに至る。

「基本認識」(1983年11月発表)

日本の歴史の中で韓国・朝鮮人に対する民族的な偏見や差別が生み出され、それが日本社会の中に根強く存在していることも十分認識いたしました。本市の地域社会及び学校現場においても民族差別があるという事実を認め、その認識のもとに教育委員会としても今日まで強く訴えてこられた在日韓国・朝鮮人の心のいたみを謙虚に受けとめ、さらに実態を踏まえて差別や偏見をなくす教育を総合的にすすめてまいります。

川崎市在日外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—

制定 昭和61年3月25日

川崎市教育委員会

差別を排除し、人権尊重の精神を貫くことは、人間が人間として生きるための不可欠な事柄であるとともに、民主主義社会を支える基本原理である。日本国憲法は基本的人権を保障し、教育基本法ではその確立をはかることが根本においては教育の力にまつべきものであるとうたっている。さらにわが国は、1979年に内外人の平等と異国人が教育を受ける権利及び市民生活上のすべての実質的差別の排除を明確にうたっている国際人権規約を批准した。

本市に在住する外国人は約1万人であるが、そのうち86パーセントが韓国・朝鮮人であり、全国的にみても本市は韓国・朝鮮人の多住する都市である(1984年10月現在)。その居住する地域をみると、全市的に散在しているが約50パーセントの人々が川崎区に在住しており、しかもT地区に集中している。

このように本市に韓国・朝鮮人が多く住むようになったのは、京浜工業地帯の中核都市である本市に日本の植民地支配によって工場労働者としてつれてこられた結果である。

これらの人々の多くは、今なお日常生活において深刻な民族差別を受けており、そのため学校や地域社会において日本名を名のるなど、民族としての自らの存在を明らかにできないような場合もある。

韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は本市だけでなく広く国民各層に根強く存在しており、多くの韓国・朝鮮人は教育、就労、福祉等あらゆる生活面で厳しい民族差別を受け深刻な問題となっている。さらに見落としてはならない重要なことは、これらの差別や偏見が歴史的に作られたものであるという点である。即ち、1910年日韓併合により、日本が朝鮮を植民地として以来、一方では多年にわたり植民地支配の合理化につながるような民族優越意識を教育を通じて国民に浸透させ、他方において朝鮮民族固有の文化や言語を否定されるべきものであるかのごとくとらえ、創氏改名制度などを通じて日本への同化政策を進めた結果生まれたものである。

川崎市教育委員会は、こうした事実の持つ意味を厳しく受け止め教育の課題としてとらえ、本市における公教育を推進するにあたっては市民一人ひとりの差別解消のための不断の努力を促していかなければならない。また、市内に居住する外国人に対して教育を受ける権利を認め、これらの人々が民族的自覚と誇りを持ち、自己を確立し、市民として日本人と連帯し、相互の立場を尊重しつつ共に生きる地域社会の創造を目指して活動

することを保障しなければならない。このことはまた、日本人の人権意識と国際感覚を高めることにもつながる。そして、このような環境を整えることは、人間都市の創造を目指す本市教育行政の責務でもある。

川崎市教育委員会は、以上のような認識に立脚して、教育の主体性と責任のもとに、次に示す基本事項のひとり人権尊重と国際理解を目指す在日外国人教育を積極的にすすめる。

I 教育行政及び教育関係者の取組み

1. 本市に在住する外国人（幼児・児童・生徒）の実態把握に務める。
2. 在日外国人が民族的自覚と誇りを培い、生活文化の向上をはかるための自主的活動に対し支援協力する。
3. 研修や研究会などを通して、在日外国人に対する正しい教育観の確立と指導の向上をはかる。
4. 在日外国人教育を充実するために推進体制の整備をはかり、各種資料を作成する。

II 児童・生徒に対して

1. 日本人児童・生徒に対しては、民族差別や偏見を見ぬく感性とそれを批判し排除する力を養う。
2. 在日外国人児童・生徒に対しては、その民族としての歴史・文化社会的立場を正しく認識することを励まし助け、自ら本名を名のり、差別や偏見に負けない力を身につけるように導く。
3. 在日外国人児童・生徒に対しては、自由に自ら進路を選択し、たくましく生きぬくことができるよう進路指導の充実をはかる。
4. すべての児童・生徒に対して、日本と外国、特に韓国・朝鮮の正しい歴史や文化を理解させ、国際理解、国際協調の精神を養うとともに、共に生きる態度を培う。

III すべての市民に対して

1. 在日外国人に対する差別や偏見を取り除くための啓発活動を推進する。
2. 広く市民に対して、在日外国人問題についての理解を深める学習活動を推進する。
3. 日本人と在日外国人が共に手をたずさえて地域社会の創造を目指す活動を促進する。

附記：具体的課題については、計画的に推進する。

4 まとめ

ここで川崎における地域教育運動をまとめてみよう。在日大韓基督教川崎教会の保育活動に端を発し教育活動が実践されて以来、「青丘社」は在日韓国・朝鮮人の子どもたちの成長を見守る一方で、いくつかの困難な問題を乗り越え質の転換をしつつ教育の活動範囲を拡大してきた。しかし学校教育の壁に阻まれそれを乗り越えようと「すすめる会」が結成され、教育行政への働きかけがなされていった。そこには運動主体自らが自己の認識を変化させ自らも成長を遂げ、さらには行政をも巻き込んだ運動へと発展していった軌跡を見いだすことができる。そのようななかで「在日外国人教育基本方針－主として韓国・朝鮮人－」は制定され、学校教育の取り組みが着実な歩みをみせはじめたのである。

この時代背景に、福祉の充実という川崎市民の願いを受け止め1971年に誕生した革新市政の行政

方針があったことも留意すべき点といえるが、この運動が行政とのパートナーシップを築き一定の成果をおさめることができたのは、市民レベルからの在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘関係が形成され、またそうした関係を地域における実績をもつ「青丘社」が支えてきたことに因るところが大きいといえるだろう。

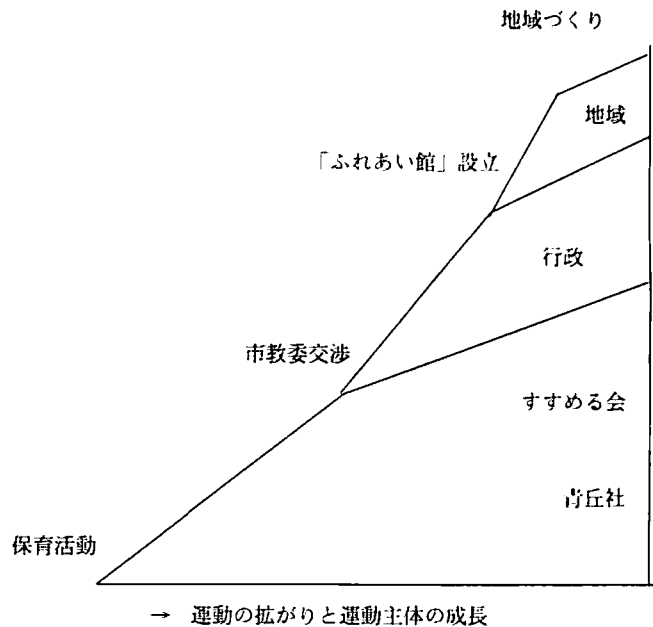


図3 地域教育運動の概念図

第3章 「ふれあい館」 設立の過程

現在、「ふれあい館」は教育、福祉、保育事業における独自で幅広い展開によって国内外の関心を集めているが、ここではむしろその設立過程に注目する。そこに、在日外国人と日本人と行政とが新たな関係を取りむすぶ、ひとつの可能性が示唆されていると考えるからである。

「ふれあい館」は、「青丘社」が、長年の地域教育活動を踏まえ、民族差別の克服のために行政との連携を求めて設立を要望したものである。要望を受けた川崎市は、先記した「在日外国人教育基本方針」の理念を社会教育の領域で具体的に施策展開する出発点として位置づけ³⁰⁾、その設立を推進していった。いっぽうで、「ふれあい館」建設予定地の地元町内会役員たちは、設立反対の声をあげた。つまり、「ふれあい館」の設立をめぐるのは、「青丘社」と川崎市とのパートナーシップがまず生まれ、これと町内会役員が対立し、やがて三者が合意に達するという構図をさしあたりは描くことができる。

ここでは、「ふれあい館」設立に関して、もっぱら阻害要因として語られてきた町内会役員の反対にとくに目を向けていく。それは、「ふれあい館」設立の過程が、日本の社会において、マジョリティである日本人がマイノリティである在日外国人と出会っていく一幸福な出会い方ではないにしろ一過程として捉えられるからである。

第3章では、まず「ふれあい館」設立過程の見取り図を描き、次のその過程のなかでの争点を示し、最後に設立が予定された地域の町内会役員から起こった反対の意味について検討する。

1 設立過程への三者の関わり方

ここでは、「青丘社」、川崎市、地元町内会役員の三者の関わり方をそれぞれ描出しながら、「ふれあい館」設立の過程の概略を示す。

(1)「青丘社」

「青丘社」による「ふれあい館」設立を求める運動は、2章で述べた「すすめる会」の運動とほぼ同時並行して進められた。

「ふれあい館」設立のそもそもの発端は以下のものであった。

前述したように、「青丘社」の母体となった在日大韓基督教川崎教会は、早くからこの地域で、教会堂を開放しての保育活動を行っていた⁽³¹⁾。「三人の保母と三十数名の子供たち、そして木造平屋の狭苦しい保育室」⁽³²⁾というのが、保育園開設当初の様子であったという。やがて「本名実践」などの民族保育を進めるとともに、障害児を積極的に受け入れながら、いっぽうで地域の子どもたちの「あきらめ、絶望、自暴自棄」⁽³³⁾からくる荒んだ生活に対処するために小学生、中学生、高校生へと活動対象を拡げていく⁽³⁴⁾。「ふれあい館」設立が要望された1982年度についてみると、表4でみた保育園児たちの他に、学童保育(市の委託事業)で55人、小学校高学年が17人、中学生が28人、高校生が7人、週1回のケナリ・クラブ(民族舞踊、朝鮮語学習のクラブ)に20人の子どもたちが、教会堂に集まってくるわけである⁽³⁵⁾。それにともなって、施設の手狭さ、設備の不足や老朽化は切迫した問題となっていった。

保育園児の昼寝の時間帯に小学生が帰ってくるわけでしょう。小学生が帰ってきて、保育園が夕方4時半頃終わると、ここの勉強会があって、夜は中学生がきて、子どもの遊具だろうと何だろうと、もう滅茶苦茶になっちゃうわけですね。
(当時の「青丘社」職員)

また、活動範囲の拡充とともに、職員への給与を含めて支援者たちのカンパに頼ってきた資金の不足も深刻化してくる。こういったなかで、「青丘社」は、活動の資金面での援助を求めるとともに、地域活動の拠点として「青少年会館」(のちの「ふれあい館」)を構想、「すすめる会」の要望書提出から2ヶ月後の1982年9月、川崎市に「統一要望書」を提出することになる。要望書では、そういった「具体的要望」に先だって以下の抜粋にあるような内容が述べられる。

「在日韓国・朝鮮人子女が、朝鮮人として主体的に生きる運動は、日本人を真に人間性ある人として立たしめることになると考え、私たちは実践を展開してゆきましたが、その進展に伴って、地域の子と父母の生活の実態の中にこそ、主体的に生きさせない状況があることがわかってきました。」

そして同時に、在日韓国・朝鮮人のみならず、この地域の日本人もまた厳しい生活と労働の実態をかかえもっていることに着目し、法人職員を中心に、多くのボランティア青年らが走り回り、関係機関と連絡をとりなが

ら、子供を支え、父母を励ます活動を展開してまいりました。」

「職員体制をはじめとして、人、金、場所に多くの人々の援助と協力をおおいでまいりました。しかし、もはやそのことを手もちの“やりくり”で行ってゆくには限界があります。差別のないまちづくりをめざす川崎市において、互いに人格を認めあい、真に人間らしく生きられる地域社会を作ることは重大な任務であると思えます。しかし、S地区には私たちが利用できる公的設備が何もないのが現状です。」

「在日韓国・朝鮮人の生活の実態を見据えることのできない施策は、同じく厳しい生活と労働の実態におかれた日本人住民を見据えることができないという実践の経験をふまえて地域の青少年の、互いに民族を認めあい、民族差別を許さない自覚的活動と、社会的、文化的、経済的生活の向上をはかることを切望し、以下の具体的要望をします。」³⁷⁾

これに続く「具体的要望」自体はきわめて物理的な要望であるが、全21ページにわたる「統一要望書」は、むしろ、地域における差別の実態とそれに対する「青丘社」の取り組みと理念を示し、行政の責任を問いただすといった内容で貫かれている。

「青丘社」にとって、川崎市への「ふれあい館」設立の要望とは、施設や設備の整備、資金の援助といった問題にとどまらず、むしろ、S地区における地域教育活動のなかから認識されていった問題意識を行政当局につけ、行政の責任において「差別のないまちづくり」を具体的に推進していくことを求めるものであったといえるだろう。

(2) 川崎市

「統一要望書」の提出を受けた川崎市は、民生局を窓口として「青丘社」との交渉にあたり、まもなく両者による「研究協議会」の場での学習会に参加してゆく。3回にわたる学習会の資料は、在日韓国・朝鮮人がどうして生み出され、なぜ多住地域が形成されたか、その法的地位、生活権や教育権の現状、「青丘社」の実践活動、他の自治体の取り組みから得られる今後の展望といった項目、すなわち在日韓国・朝鮮人をめぐる歴史、現在、展望によって構成されていた³⁸⁾。

第2章でみたように、市教委は、「すすめる会」との交渉のなかで「基本的認識」に到達するまでに1年3ヶ月を要した。いっぽう、民生局は「青丘社」との間に深い対立を生むことなく、早い段階で個別間の学習会に参加しており、比較的スムーズな交渉経過をたどったといえる³⁹⁾。その理由として、民生局内部には、すでに「青丘社」の社会福祉法人としての実績に対する評価があったこと、施設の建設自体はS中学校区に予定されている「こども文化センター」の建設計画のなかで実現可能なことなどがあげられる⁴⁰⁾。

川崎市は、「青丘社」からの第二次の統一要望書(1984年)を受け、全庁あげての取り組みとして、民生局、企画調整局、市教委、市民局の4局による「〈仮称〉ふれあい社会館設置構想委員会」を組織し、「構想施設に関する新プロジェクトの見解について」(1984年)、「〈仮称〉Sふれあい社会館にかかる討議経過のまとめ(試案)」(以下「試案」)を策定する。

まず最初に強調しておきたいことは、日本人の人権意識を高め、国際性を高めるために、在日韓国・朝鮮人をめぐる諸問題解決のための行政の取組みを明確にしたいと考えたことである。在日韓国・朝鮮人問題をいたずらに放置することなく、マイノリティの人権を尊重することによって、共に生きる地域社会をつくることに寄与する、具体的な施策展開のインパクトとすることである。

当該社会館は、長年にわたる地域の強い要望に応えるものであるが、地域社会にとって必要とされる施設を生み出す場合、それは住民の自主的参加をできる限り可能とするものでなければならない。⁽⁴³⁾

「試案」は、こういった基本的理念を述べたうえで、7項目にわたって討議経過をまとめている。以下、のちに問題となる点だけを示しておく。

（事業主体）

- 1 会館建物は川崎市が建設し、会館事業は社会福祉法人青丘社による地域活動の実績を評価して青丘社に委託し、民間活力の導入を図る。

（運営）

- 2 施設を幅広く地域に開かれたものとするために、会館運営にあたっては、住民を始め各層からなる運営委員会を設置し、民主的で円滑な運営を図る。

（機能）

- 3 会館の機能としては、S中学校区における「こども文化センター」の役割を担うとともに、老人福祉政策の一環として在日韓国・朝鮮人の高齢化にも対応するほか、全市を対象とした韓国・朝鮮の文化との触れあいを図る拠点施設として、別紙の設備等を備える。⁽⁴⁴⁾

「試案」の意味は以下の2点に集約できる。ひとつは、「すすめる会」との交渉のなかでまとめられた「在日外国人教育基本方針（試案）」とともに、「在日韓国・朝鮮人問題」に対する川崎市の取り組みについての最初の意志表明であったこと、いまひとつは、川崎市による設置・「青丘社」への運営委託、運営委員会の設置、「こども文化センター」と在日韓国・朝鮮人と日本人との「ふれあい」の拠点としての機能といった、「ふれあい館」の最も基本となる点が示されたことである⁽⁴⁵⁾。この「試案」に基づいた建設予算は1986年3月に市議会を通過し、「ふれあい館」建設着工が日程にのぼり、翌年にはオープンの予定となった。

総じて、「青丘社」との交渉過程における川崎市の対応は、「ふれあい館」という容れ物だけを作るというものではなく、要望書に示された問題意識を受けとめるなかから、それを具体的施策として実現していこうとするものだったといえるだろう。

（3）地元町内会役員

「ふれあい館」の建設着工が間近となった1986年8月、川崎市によって、「ふれあい館」建設に

ついでに地元町内会説明会が開始される。その最初の説明会の場において、地元町内会の反対の声が表面化することになった。地元町内会というのは、「こども文化センター」の対象地域であるS中学校区にあたる5つの町内の町内会であり、反対の声をあげたのはその役員たちである。

反対の主な理由は、川崎市の町内会への対応についての「不満」と「青丘社」に運営を委託することへの「懸念」であるが、これについての検討はあとにまわし、ここでは、最初の説明会を前後する2年ほど、地域が「ふれあい館」設立をめぐる揺れ動いた時期を概観しておくことにする⁴³⁾。

町内会役員たちが、「ふれあい館」建設について知らされたのは、川崎市からではなかった。1985年7月頃（説明会が始まるはぼ1年前）、「ある方面からの情報」としてS地区に公共の施設が建ち、運営は「青丘社」に委託されることが伝わったのが最初だという。建設予定地にあたるS1丁目町内会の役員たちは、ある保守系市議会議員を交えて民生局の職員2名との話し合いをもち、「青丘社」への運営委託には反対する旨を告げる。市職員の回答は、この時点では予算も通過しておらず、運営についても決定的ではないとのことであったが、以後の連絡がないため、S1丁目町内会は同年11月、「青丘社」とは別に、「老人いこいの家」と「こども文化センター」建設のための要望書を川崎市へ提出することになる。

それ以降の川崎市と町内会役員との幾度かの話し合いを経て、第1回目の説明会が、地元町内会役員34名、川崎市は市教委、民生局、建設局から14名の出席で本格的に開催されることになるわけである。最初の説明会が開かれた8月から翌年の6月末にかけて、さまざまなレベルでの折衝を交えながら、説明会としては5つの町内会を対象に2回、とくに反対の声が強いS1丁目町内会を対象に3回開催されたことが記録に残されている。

説明会が行われている期間に、町内会一部役員が市長への公開質問状を提出したり、反対を訴えるビラ4000枚を市役所前で撒いたり、「ふれあい館」建設予定地に立て看板を設置するなど、町内会役員は、いわば「民間委託・建設反対」を掲げる反対運動の様相を帯びることとなった⁴⁴⁾。

2 説明会の経過

町内会役員は、あとでみるように、主に「青丘社」への民間委託に向けられたものであった。これに対して川崎市は、社会福祉法人としての実績への評価から「青丘社」委託の妥当性を説く。「青丘社」の運動にとっては、委託はきわめて重要な意味あいをもつものだった。在日韓国・朝鮮人が「地方自治体の公務員になるのさえ国籍条項がある現状の中で」「差別をなくし、共に生きる市民社会をつくっていく」という「極めて『公』の仕事」のなかで「活躍できる体制は事業委託」しかなかったからである⁴⁵⁾。

説明会では、川崎市が「ふれあい館」設立と「青丘社」への委託という原則を堅持しつつも妥協案を提示していくのに対して、町内会役員は川崎市の対応についての「不満」と「青丘社」委託に

対する「懸念」をくりかえし述べるばかりで、話し合いはなかなか進展しない。いっぽうの「青丘社」は川崎市からの妥協案を受け入れながら、反対は「青丘社」の活動への誤解に基づくものとの判断から、町内会役員に対して川崎市との三者協議を再三呼びかける。また町内会役員からの公開質問状を受けた市長は、「建設に強い意欲」を示し、いっぽう新聞報道は町内会役員に批判的な色調を強めていく⁽⁴⁶⁾。こういった流れのなかで1987年6月に開かれた最後の説明会では、「ふれあい館」の建設を前提としての妥協点をめぐる話し合いが進められることになり、やがて三者は合意に達するわけである。以下は、合意内容の「運営」に関する個所である。

2 運営について

- (1) (仮称) Sふれあい館、こども文化センターは川崎市が設置し、運営は社会福祉法人青丘社に委託する。
- (2) 施設の運営にあたっては、地域住民、社会福祉法人青丘社、及び川崎市の三者の協力が不可欠な事柄であるため、次の条件を整えるものとする。
 - ア 地元住民代表（学校長、PTA会長、町内会長、民生児童委員等）、社会福祉法人青丘社、学識経験者、川崎市等から成る運営委員会を組織する。そこでは施設の運営や事業内容が設置目的にそって行なわれているかどうかを検討する。
 - イ (仮称) Sふれあい館、こども文化センターへ館長及び職員2名（こども文化センターふれあい館各1名）の市職員を派遣する。派遣の期間は運営委員会と協議する。
 - ウ 受託団体である社会福祉法人の理事会に市職員1名を派遣する。⁽⁴⁷⁾

最終的な合意事項と「試案」との主な異同は、「ふれあい館」の館長と2名の職員を市から派遣すること、「青丘社」理事会へ市職員を派遣することである。「ふれあい館」の運営が「青丘社」への全面委託となるのは、開設から2年後である。

3 町内会役員の反対理由の検討⁽⁴⁸⁾

町内会役員の頑なな反対の背後には、「青丘社」と川崎市との交渉の過程から、町内会が除外されてきたことに対する大きな「不満」がみてとれる。すでにみたように、町内会役員が「ふれあい館」設立過程に関わりをもつようになったのは、「試案」が発表されようとする直前、つまり「青丘社」と川崎市との交渉が開始されてから3年近くを経た時期である。また、それは川崎市からのアプローチによるものではなく、町内会役員が「ある方面からの情報」を得たことをきっかけとするものであった。

一般に、町内会組織は「一つの地域に一つの町内会しかない」、つまり「排他的地域独占」という性質を所与のものとしてもちつつ、地域において「行政の末端補完機能を果たす」という側面もっている⁽⁴⁹⁾。にもかかわらず、地域内での公共施設の建設について、町内会には「何の事前の連絡・相談もなく」進められた、という点にS地区町内会役員たちの「不満」はある。

昭和61年11月14日の神奈川新聞を見ますと「昭和57年から計画されていた」とのことですが、それについて今まで町内会やその他関係者に何の事前の連絡・相談等もなく、まったく突然というほかに、これが「住民との対話」を重視するという公約を掲げた伊藤市政かとただ驚いているところでございます。¹²

説明会においても『運営とかふれあい館の構想について初めて説明してもらった』、『公式の話合いは今日が初めてです』、『住民に話をするのが遅すぎます』、『地域住民を除いてはみんな話をしている』、『地元の意見を聞かずに市が勝手に青丘社に委託するという方針を出したので話がこじれたのではないか』、『行政と団体との調和が保っていけない』という発言が噴出し、終始くりかえされることになる。

先にみたように、第1回目の説明会にあたって、「突然」に「ふれあい館」を設置する、運営は「青丘社」に委託すると川崎市が告げたわけではない。それ以前から町内会役員の一部は情報を得ており、川崎市との接触をもっていたのだが、役員たちの「不満」は、町内会の頭越しに交渉が進められたという意識に根ざすものである。地域を代表する住民組織として「役所の出先機関みたいな」仕事をしてきているのに、町内会をカヤの外に置いたのは理不尽であり、「あまりにも傲慢なやり方だ」とする意識であろう。

こういった背景をもちつつ、だが川崎市との間での鋭い対立点となったのは、民間委託の問題であった。そこには、いくつかの意味を読みとることができるだろう。

まず、S地区の『地域の特性』からくる一種の被害者意識である。かつてS地区の生活環境は劣悪であり、S地区に対する「公害の街」「朝鮮人の街」などのイメージが「ダーティーなイメージ」として広まり、そういったなかで、住民は「コンプレックスのようなもの」を抱いてきた。かつ、S地区に対しては十分な行政施策がなされてこなかったという経緯もある。問題となっている民間委託は、それまでに川崎市で「こども文化センター」が建設された他の43の地域にはなかった運営形態である。『何でここだけが民間委託するという事になったのか』、『S地区が（民間委託の）テストケースとして利用される』といった発言がくりかえされる背景に、第1章で述べたような『地域の特性』からくる諸問題が未解決のまま行政によって放置されてきたという事態をみることができるだろう。

次には、民間委託をされる当事者の「青丘社」に対する「懸念」である。前述したように、「青丘社」は、民族差別に抗するさまざまな運動、闘争を担う人々の求心的な場でもあった。そういった側面に対する「懸念」である。運動が求めるものの是非が問われているわけでは必ずしもない。たとえば、「青丘社」の専事が外国人登録における指紋押捺を拒否した際に、警察署にデモをかけたといったことを『過激な行動』と捉え、その『政治的活動のイメージ』を否定的なイメージとして抱く。また、そういったことを『(町内会役員の)皆さんが口に出すのをこわがっている』、『母親たちは青丘社の日常の活動に不安をもっている』という認識をもったり、『町会の玄関がこわされた』とか『何年前、この辺一帯が停電になったり、電話線が切られたりしたこと』さえも

「青丘社」との関わりで捉えてしまう役員もいる。いわば、公的施設が過激な政治活動の拠点となるのではないかという「懸念」であろう。

さらに、日本人住民と韓国・朝鮮人住民を区別する意識である。それは、「青丘社」に委託すると日本人が利用できなくなるのではないかという「懸念」の形をとる。町内会役員は、いっぽうで『人種的な偏見を隣近所に住んでいた人達は持っていない』、『日本人と朝鮮人という偏見をもっておつきあいしているということは全くありません』、『昔は差別があったが、今は差別ということをおぼえている』と地域に差別がないことをいう。だが他方で、在日韓国・朝鮮人を『向こうの方』、『向こうの人達』と呼び、『ちょっと変なことを言うとかってかかれる』、『性格的に日本人とだいぶ差がある』等々といった発言が、説明会席上ではくりかえされる。「青丘社」は在日韓国・朝鮮人の団体であり、その「青丘社」が経営する保育園へは在日韓国・朝鮮人の子どもが通っているのだから、日本人であるわれわれとは関係のない団体である¹⁵¹⁾。したがって、前の点とも関わって、「青丘社」に委託すると『韓国・朝鮮人の施設になる』ことになり、『日本人は利用できなくなる』といった発想による「懸念」である。

このようにみえてくると、「青丘社」と川崎市とのパートナーシップによる「ふれあい館」設立への動きに対して、町内会役員が在日韓国・朝鮮人への「いわれの無い偏見」¹⁵²⁾から反対したという構図を描くだけでは十分ではないことがわかってくる。町内会役員の反対の中身を検討すると、ひとつには町内会と行政との関係のあり方が問われねばならなかった。だが、ここでの課題からすれば、むしろ次の点に注目すべきであろう。つまり、同じ地域社会に生活し、同じ「地域の特性」による受苦を分けもちながら、なおかつ「青丘社」と町内会との間には交流と呼ぶうるものがなかったということである。

「青丘社」は、「ふれあい館」設立を構想、要望した当時、「町内会の人たちに回るだとか、礼を尽くすだとかいう実践論は何ももっていなかった」。また、町内会役員は、「ふれあい館」設立をめぐる情報を得た折りに、「青丘社」とはコンタクトをとることなく独自に「こども文化センター」と「老人いこいの家」の設立を要望し、「青丘社」の三者協議の呼びかけも無視する態度をとった。こういった両者の関係のあり方は、S地区における在日韓国・朝鮮人住民と日本人住民との交流の不在をも示唆している。

「ふれあい館」設立の過程とは、かつて十分な行政施策がなされず、在日韓国・朝鮮人住民と日本人住民との交流がなかったS地区において、三者が共通の課題をめぐる出会うなかから、激しい対立や葛藤を交えつつも、互いの存在を認知し、相互の関係をとり結んでいく過程であったといえるだろう。

終章－総括

以上、在日韓国・朝鮮人の多住地域である川崎市S地区における「青丘社」の地域教育運動と、川崎市がその運動の提起するものを行政施策のなかでどのように位置づけて具体的に展開していったかを検証するとともに、「ふれあい館」設立の過程を「青丘社・川崎市・地元町内会役員の三者をめぐり動きとして捉え考察を加えてきた。

S地区は「ふれあい館」開設からまもなく9年目を迎えようとしている。近年、S商店街振興組合の呼びかけに応じて町内会、「ふれあい館」などの参画による街づくり協議会が組織され、行政をも巻き込んだ活動が行われている。この協議会は、リトル・コリア構想から発展したエスニック・タウン構想をもち、「地域に暮らす人々の文化背景を尊重した『多文化共生の街づくり』」¹⁵⁹⁾をめざすものである。むろん、協議会の活動は順風満帆で進められているわけではなく、なお数多くの問題を抱えてはいる¹⁶⁰⁾。だが、激しい対立を乗り越えて、新たな地域社会の形成へ向けての共同化の試みが進行していることは注目に値するだろう。

町内会役員へのインタビューによれば、「ふれあい館」設立をめぐる行政への「不満」は、現在でも解消されていないと考えられる。だが、「青丘社」あるいは「ふれあい館」に対しては明らかな変化がみられる。「青丘社」は、戦後、市でもどこの保育園でもひきとてくれない子どもたちを集めて面倒をみてくれたという実績があるのだ、と役員たちは口々に述べたのである。設立をめぐる地域が揺れていた当時は考えられない発言であろう。「大々的に反対しましたが、今では地域で大いに（「ふれあい館」を）利用していますよ」ということである。また、町内会役員たちとじっくりと話す機会が増えたという「ふれあい館」職員（当時「青丘社」職員）の一人は、民族差別を決して認めるわけではないが、戦後における日本人と韓国・朝鮮人との歴史的な分断状況のなかで避けがたかった、個々人の具体的な体験から生み出された差別意識もあるのだ、と語った。両者には、地域に「共に生きる」住民同士として、互いに理解しよう、尊重しあおうとする姿勢がみられる。

「ふれあい館」設立をめぐる一連の過程は、「青丘社」を拠点として展開された在日外国人の地域教育運動が地域のオモニたちを変え、学校の教師を変え、行政を変え、あるいは自らを変えながら、ふれあい教育の実施、教育基本方針の制定、「ふれあい館」の設立といった形あるものとしての成果を得ていく過程であった。またそれは、在日外国人と行政とのパートナーシップが形成されていく過程でもあった。さらには、行政が「学習の場」¹⁶¹⁾を得て、「差別のないまちづくり」を学校教育、社会教育の場における具体的施策として展開していく過程であった。だが、またそれは、地元町内会役員に代表されるような地域住民がはじめて地域に内在する問題と出会う過程であり、地域において在日韓国・朝鮮人と日本人とが、対立から合意に至るなかで、はじめて正面から向き合っていく過程でもあった。こういった過程を経ることで、「青丘社」、川崎市、およびS地区住民相互の課題である、民族の壁を乗り越えて「共に生きる」地域社会への実現へと、S地区は歩みは

じめたといえるだろう。

註

- (1) 日本社会教育学会『多文化・民族共生社会と生涯学習 日本の社会教育39集』(東洋館出版社、1995年)では、日本の社会教育実践として紹介されているほとんどが識字教育、日本語教室である。
- (2) 「独自である」ために社会教育は中心的課題ではあるが、多民族・多文化教育という戦略自体、多様性を考慮すると普遍性もちえない。
- (3) この「共同幻想」を断ち切ることが、在日外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人の社会教育における権利保障にとって重要である。「単一民族の神話」とその機能を批判的に検討した論考として、浅野慎一著「現代日本社会の構造と転換」(大学教育出版、1993年)がある。
- (4) 在日コリアン研究会編『在日韓国・朝鮮人の生活・文化・教育とアイデンティティ形成(第1集)』(1994年) 61頁。
- (5) 杉本良夫著『日本人は「日本的」か』(東洋経済選書、1986年) 56頁。
- (6) 姜尚中「民族意識と普遍原理－拡散する「在日」のアイデンティティ」(朝日新聞、1995年11月15日)
- (7) T.H.マーシャル・トム・ポットモア(岩崎信彦・中村健吾訳)『シチズンシップと社会的階級－近現代を総括するマニフェスト』(法律文化社、1993年) 37頁。
- (8) 日本社会教育学会編『多文化・民族共生社会と生涯学習』48頁。
- (9) T.H.マーシャル・トム・ポットモア(岩崎信彦・中村健吾訳)『シチズンシップと社会的階級－近現代を総括するマニフェスト』(法律文化社、1993年) 190頁。
- (10) 佐久間孝正著『イギリスの多文化・多民族教育－アジア系外国人労働者の生活・文化・宗教』(国土社、1993年) 207頁。
- (11) 一般に「ふれあい館」と呼ばれるこの施設は、「川崎市ふれあい館」と「川崎市子ども文化センター」との統合施設で、1988年川崎市が設置、「青丘社」が運営を委託され、現在館長に在日韓国人が就任している。地域住民、学識経験者、学校関係者などからなる運営協議会が設置され、「日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、市民として子どもからお年寄りまで相互のふれあいをすすめることをとおして、「差別をなくし、共に生きる地域社会を創造していく」ことが目指されている。事業内容として、識字学級、ハンゲル講座、チャンゴ講座、人権啓発活動、学童保育、サークル、学習活動の拠点となっている。詳しい事業内容は、在日コリアン研究会『外国人の地域的定着と地域文化形成過程に関する社会学的研究－在日韓国・朝鮮人多重地域を対象にして－』(財団法人地域社会研究所・第一住宅建設協会、1995年)を参照。
- (12) 『在留外国人統計』参照。
- (13) 『川崎市市勢要覧』、『統計川崎』参照。統計の数値は国籍別であるため、留学生やいわゆるニューカマーを含んでいたり、帰化した在日韓国・朝鮮人数が不詳であるため正確な把握は難しい。
- (14) 『川崎市S地区<川崎・南部>青少年問題調査研究報告書(1)』青丘社 1985参照。
- (15) 「I町住環境改善計画関係資料」参照。
- (16) 「だれもが力いっぱい生きていくために」(川崎市ふれあい館・S子ども文化センター、1993) 52-55頁

参照。

- (17) 川崎市S地区<川崎・南部>青少年問題調査研究報告書(1)』(1985年)57頁。
- (18) インタビューより採録。以下特に注釈のない引用文はインタビューによる。
- (19) 田代国次郎「都市の福祉問題(2)」『福祉問題研究』第2巻1号(1966年)参照。
- (20) 「奨学金闘争に向けた討議資料〔改訂版〕民族差別とは何か」(川崎市の奨学金制度における民族差別を糾す委員会事務局編、1977年)12頁。
- (21) 社会福祉法人青丘社S保育園「真実の連帯を求めて」 同人誌『動く』1974年第3号4頁
- (22) 「川崎における地域運動 民族運動としての地域活動をめざして」(川崎・在日同胞の人権を守る会編、1975年)19頁。
- (23) 「地域にねぎした民族教育をめざして PARTⅢ」1979当時の児童の作文から小学5年生より。
- (24) 「共に生きる 青丘社創立10周年記念誌」(1984年)33頁。
- (25) 「すすめる会」の「結成趣旨文」(1982年6月20日)。
- (26) 第一次の「要望書」(抜粋)を参照。
- (27) 第二次の「要望書」(抜粋)を参照。
- (28) 「基本認識」を参照。星野修美「川崎市における『外国人教育基本方針』の制定と運用上の課題」『月刊社会教育』編集部編『日本で暮らす外国人の学習権』(国土社、1993年)179-180頁。
- (29) 「在日外国人教育基本方針—主として韓国・朝鮮人—」(抜粋)を参照。
- (30) 星野修美「川崎市における『外国人教育基本方針』の制定と運用上の課題」『月刊社会教育』編集部編『日本で暮らす外国人の学習権』(国土社、1993年)184-186頁。
- (31) 同(21)。
- (32) 社会福祉法人青丘社ほか「統一要望書」(1982年)2頁。
- (33) 同前。
- (34) この間の事情は、妻重度(発行人)『鄭月順遺稿・追悼集—アッパギゅっと抱きしめてよ』(1995年)に詳しい。
- (35) 同(24)頁。
- (36) 同(32)1-2頁。
- (37) 川崎市民生局・青丘社研究協議会学習会資料「在日韓国・朝鮮人渡航史と地域形成史」、「在日韓国・朝鮮人の現状」、「民族差別のない地域社会をめざして」(1983年)。
- (38) 2つの部署の対応の違いについては、別稿に譲りたい。なお、市教委が「基本的認識」に立つまでに時間を要した点については、星野(1993年、181頁)を参照。
- (39) 「2001かわさきプラン」(1983年)において、川崎市内の中学校区に1つの「こども文化センター」建設が示された。
- (40) 在日コリアン研究会「外国人の地域的定着と地域文化形成過程に関する社会学的研究—在日韓国・朝鮮人多住地域を対象にして—」(財団法人地域社会研究所・第一住宅建設協会)(1995年)を参照。
- (41) 同前。

- (42) 「試案」のもつ問題点については、ふれあい館「だれもが力いっぱい生きていくために」(1993年) 88—89頁を参照。
- (43) 以下の経過説明は、インタビュー、星野修美氏作成の年表、川崎市による説明会記録(5回分)によって再構成したものである。
- (44) 公開質問状、ピラなどについては、在日コリアン研究会(1995年)を参照。
- (45) 喪重度「民族差別を克服し、共に生きる地域社会の創造をめざすふれあい館のとりくみ」 読売新聞社編「第43回読売教育賞受賞社論文集『実践活動の記録』」(1995年) 178頁。
- (46) 同(40)。
- (47) 川崎市民生局長・川崎市教育長「(仮称) Sふれあい館、こども文化センター建設に伴う合意事項について(依頼) / S中学校区殿/62川民青第275号」(1987年)。
- (48) この項の「 」は、川崎市による説明会記録による。
- (49) 倉沢進「町内会と日本の地域社会」 倉沢進・秋元律郎編著「町内会と地域集団」(ミネルヴァ書房、1990年) 4—7頁。倉沢は、町内会組織における現時点での特性を「加入単位が個人ではなく世帯である、全戸の自動または強制的な加入である、活動自体が多岐で包括的な機能をもつ、行政の末端補完機能を果たす」という4点で整理したうえで、「一つの地域には一つの町内会しかない」という点に注目する。
- (50) S1丁目町内会会長・子供会会長「(仮称) Sこども文化センター及びSふれあい館に関する公開質問状(川崎市長宛)」(1986年)。同(40)。
- (51) 表4にみるとおり、これは事実に反している。
- (52) 朝日新聞「不惑の憲法／唯日史観／無意識に他民族排除」(1987年5月5日)。
- (53) おおひん地区街づくり協議会編「わたしたちのおおひん地区街づくりプラン」(1993年)。
- (54) 街づくりの経過、課題については別稿にて論ずる予定である。
- (55) 市教委で「すすめる会」、民生局で「青丘社」との交渉にあたった市職員による表現。

註記：本論文は、財団法人地域社会研究所・第一住宅建設協会の助成を受けて実施された研究の一部である。

財団および調査の聴きとりや資料提供をいただいた皆様、今回は原稿を分担しなかったが共同研究者の鄭賢卿さんにこの場をかりて感謝致します。なお、論文の内容については共同で討議したが、「序章—視点と課題」を高橋満、「第1章 在日韓国・朝鮮人多住地域をとりまく概況」「第2章 地域教育運動の展開」を石沢真貴、「第3章 『ふれあい館』設立の過程」および「終章」を内藤隆史が執筆した。

(1995年11月30日脱稿)

The Educational Movement of Koreans in Community and Social Education

Mitsuru TAKAHASHI, Maki ISHIZAWA and Takafumi NAITO

Many communities in Japan are presently experiencing a drastic change. One of the factors causing this change is that more and more foreigners with different cultures are settling down in the communities. The problems of foreigners are not limited to legal and economic dimensions. How to preserve their culture and way of living, and how to establish a new community in which Japanese people and foreign residents can coexist is another great concern. This report examines a process which may be instrumental in establishing a new type of community. To this end the process in which Fureai Hall was established by the Korean residents of the Sakuramoto district in Kawasaki city, Kanagawa prefecture is explored. The Korean residents in Kawasaki city first arrived in Japan under a policy of enforced bringing.

Because of the exclusiveness of Japanese society, called *Seikyusha* and the various kinds of discrimination Koreans faced, Korean residents in Japan could not help but concentrate in substandard enclaves called slum and submit to bad living conditions. To address these poor living conditions, a social welfare corporation was established by the Kawasaki Branch of the Korean Church in Japan. *Seikyusha* started as a movement to educate immigrants in the community to confirm their own identities and to maximize their independence.

This movement made demands for a day care system for both Korean and Japanese children in the community. They also demanded that Korean ethnic education in elementary and junior high schools should be ensured. Furthermore they successfully appealed to the government to establish Fureai Hall, as a base for promoting peaceful coexistence between the Japanese and Korean residents of the community.

The activities of Fureai Hall included the operation of nursery schools, facilities for taking care of students after school, cultural courses, a *Hankul* (Korean language) course, a *Changgu* (Korean drum) school, and a Korean folk dance school. Among their main activities are also social education workshops focused on human rights; a Japanese language class for newcomers and *Halmoni*, Korean old women, and a social circle for the handicapped. Through these activities Japanese people and Korean residents learned about their respective cultures and deepened their understanding of each other, and eventually a new community culture was formed.

The petitions which the Korean Community has put for the Japanese government aim to promote the community's total policy for accepting foreigners in a borderless society which transcends the frames represented by ethnicity or nationality. It can be said that this community has started a movement on their own to build an area for coexistence with Fureai Hall as the locus of their activities.